

## 福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例抜粋

### 第5章 福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会

#### (設置)

第49条 広域連合に福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第3条第2項ただし書及び第3項第7号、第5条第2項第6号、第6条第2号、第44条第2項、第47条並びに前条第2項の規定により意見を求められたものについて意見を述べること。

(2) 第38条の規定による諮問に応じて答申すること。

(3) 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9第2項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

3 審査会の委員(以下「委員」という。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (組織)

第50条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (委員)

第51条 委員は、個人情報保護制度その他の地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (会議)

第52条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第53条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、第49条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関その他の関係者に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(諮問実施機関の申出)

第54条 諮問実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、前条第1項の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(意見の陳述)

第55条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第56条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第53条第1項の規定により提出された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項及び第5項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第57条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第58条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求人等の意見の聴取)

第59条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、第53条第4項の規定により鑑定を求め、又は前条第1項の規定により閲覧をさせようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第60条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第61条 審査会は、第38条の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会議の運営)

第62条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。